

前橋市水道事業給水条例の改正について（議案第97号）

経営企画課

1 改正の理由

水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制が導入されたことに伴い、当該指定の更新を受ける者から徴収する手数料の額を定める。

2 主な内容

指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額は、1万円とする。

3 施行期日

令和元年10月1日